

障害区分表 (キラリンピック・派遣選手選考会共通様式)

【別表1】

障害区分	陸上競技		水泳		フライングディスク		アーチェリー		卓球 (ソフトボールを含む)		ボウリング		ポッチャ		
	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	区分番号	障害	
1	上肢	1	手部切断	1	手部切断	1	肢体不自由	3	上肢障害	1	片上肢障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位	1	
		2	片前腕切断または、片上肢不完全	2	片前腕切断または、片上肢不完全			2	両上肢障害						
		3	片上腕切断または、片上肢完全	3	片上腕切断または、片上肢完全			3	片下腕切断または、片下肢不完全						
		4	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断	4	両前腕切断または、片上肢不完全			4	片大腿切断または、両下肢不完全						
	下肢	5	両上肢不完全	5	両上肢不完全	5	両大腿切断または、両下肢完全	5	両大腿切断または、両下肢完全						
		6	両上腕切断または、両上肢完全	6	片前腕および片上腕切断	6	片大腿切断または、片下肢不完全								
		7	片下腕切断または、片下肢不完全	7	片大腿切断または、片下肢完全	7	片下腕および片大腿切断								
		8	両下腕切断	8	両下腕切断または、片大腿切断	8	両大腿切断または、両下肢完全								
2	上下肢	9	片下腕および片大腿切断	9	両大腿切断または、両下肢完全	1	肢体不自由	6	体幹	6	体幹	5	多肢切断・両下肢完全で立位	5	多肢切断
		10	片前腕切断または、片上肢不完全	10	片上肢切断および片下肢切断			7	第8頸髄まで残存 ※車いす常用、使用						
		11	片上腕切断または、片上肢完全	11	片上肢不完全および片下肢完全			8	座位パランスなし ※車いす常用、使用						
		12	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断	12	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全			9	その他の車いす ※車いす常用						
		13	両上肢不完全	13	両上肢不完全および両下肢不完全			10	車いす使用						
		14	片下腕切断または、片下肢不完全	14	体幹			11	杖または、松葉杖使用						
		15	両下腕切断	15	第7頸髄まで残存			12	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能						
		16	片下腕および片大腿切断	16	第8頸髄まで残存			13	片側障害で片上肢機能全廃						
		17	両上肢不完全	17	下肢麻痺で座位パランスなし			14	その他の走不能						
		18	片下腕切断または、片下肢不完全	18	下肢麻痺で座位パランスあり			15	上肢に不随意運動を伴う走不能						
		19	両下腕切断	19	その他の車いす			16	※13~16 車いす常用						
		20	片前腕切断または、片上肢不完全	20	四肢麻痺 (車いす常用) または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能			17	四肢麻痺 (車いす常用) または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能						
		21	片上腕切断または、片上肢完全	21	両下肢麻痺			18	両下肢麻痺						
		22	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断	22	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能			19	片側障害で片上肢機能全廃						
		23	両上肢不完全	23	その他の走不能			20	その他の片側障害で走不能						
24	片下腕切断または、片下肢不完全	24	その他の走可能	21	その他の走可能										
25	両下腕切断	25	浮具使用	22	浮具使用										
3	視覚障害	26	視力0から0.01まで	26	視覚障害	2	視覚障害	10	車いす使用	10	車いす使用	6	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺
		27	その他の視覚障害	27	聴覚障害	3	聴覚障害								
		28	聴覚障害	28	知的障害	4	知的障害								
		29	知的障害	29	ぼうこう又は直腸機能障害	5	ぼうこう又は直腸機能障害								
		30	ぼうこう又は直腸機能障害	30	28以外の内部障害	6	5以外の内部障害								
		31	29以外の内部障害	31	精神障害	7	精神障害								
		32	精神障害	32	精神障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害								
		33	精神障害	33	精神障害	9	8以外の内部障害								
		34	精神障害	34	精神障害	10	精神障害								
		35	精神障害	35	精神障害	11	精神障害								
4	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そして機能障害	36	聴覚障害	36	聴覚障害	7	聴覚障害	11	杖または、松葉杖使用	11	杖または、松葉杖使用	7	四肢麻痺で車いす使用	7	四肢麻痺で車いす使用
		37	知的障害	37	知的障害	12	上肢に不随意運動を伴う走不能								
		38	知的障害	38	知的障害	13	片側障害で片上肢機能全廃								
		39	知的障害	39	知的障害	14	その他の走不能								
		40	知的障害	40	知的障害	15	上肢に不随意運動を伴う走不能								
		41	知的障害	41	知的障害	16	その他の走可能								
		42	知的障害	42	知的障害	17	その他の走可能								
		43	知的障害	43	知的障害	18	その他の走可能								
		44	知的障害	44	知的障害	19	その他の走可能								
		45	知的障害	45	知的障害	20	その他の走可能								
5	知的障害	46	知的障害	46	知的障害	4	知的障害	12	上肢に不随意運動を伴う走不能	12	上肢に不随意運動を伴う走不能	8	片上下肢で車いす使用	8	片上下肢で車いす使用
		47	知的障害	47	知的障害	5	ぼうこう又は直腸機能障害								
		48	知的障害	48	知的障害	6	28以外の内部障害								
		49	知的障害	49	知的障害	7	精神障害								
		50	知的障害	50	知的障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害								
		51	知的障害	51	知的障害	9	8以外の内部障害								
		52	知的障害	52	知的障害	10	精神障害								
		53	知的障害	53	知的障害	11	精神障害								
		54	知的障害	54	知的障害	12	精神障害								
		55	知的障害	55	知的障害	13	精神障害								
6	精神障害	56	精神障害	56	精神障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	13	杖または、松葉杖使用	13	杖または、松葉杖使用	8	四肢麻痺で車いす使用	8	四肢麻痺で車いす使用
		57	精神障害	57	精神障害	9	8以外の内部障害								
		58	精神障害	58	精神障害	10	精神障害								
		59	精神障害	59	精神障害	11	精神障害								
		60	精神障害	60	精神障害	12	精神障害								
		61	精神障害	61	精神障害	13	精神障害								
		62	精神障害	62	精神障害	14	精神障害								
		63	精神障害	63	精神障害	15	精神障害								
		64	精神障害	64	精神障害	16	精神障害								
		65	精神障害	65	精神障害	17	精神障害								

(参考)障害区分の解説

○肢体不自由1

上肢	手部	片側および両側の手の切断者
	片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
切断	片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
	両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
	両上腕	両上腕の切断者
	片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者
	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
	片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
	両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	片下肢	片足部の切断を含む片下肢の切断者
	片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
切断	両大腿	両側の下肢の切断者
	両下腿	両側の大腿の切断および片大腿の切断者
下肢	片下腿および片大腿	片下腿の切断および片大腿の切断者
	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
	片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
	両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
切断	両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者
上下肢	多肢切断	三肢以上の切断者
	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者
機能障害	片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者
	体幹	頸部・胸部・腹部および腰部(骨柱)のみに変形がある者(骨椎カリエス等による体幹部の障害が該当する)【注1】

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹部の機能障害があってもこの区分には該当しない

○肢体不自由2

陸上競技	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
	下肢麻痺で座位バランスなし 下肢麻痺で座位バランスあり	【注2】 脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例、両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
水泳	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
	下肢麻痺で座位バランスなし 下肢麻痺で座位バランスあり	【注2】 脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例、両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
ポッチャ	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
	下肢麻痺で座位バランスなし 下肢麻痺で座位バランスあり	【注2】 脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例、両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち、3肢を切断し、車いすや椅子に選った姿勢で競技する者

【注2】「座位バランス」の判定は、「ベソ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

○肢体不自由3

陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢運動による車いす使用者
	陸上競技	片上下肢で車いす使用 上肢で車いす使用 その他走不能	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者 日常動作において片側の上下肢と下肢で車いすを操作する者 上肢による車いす使用者【注4】 杖や下肢器具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者 目的動作に障害の上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
水泳	車いす	四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢運動による車いす使用者
	水泳	上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
卓球	車いす	両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)
	卓球	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能 片側障害で片上肢機能全廃 その他の片側障害で走不能	上肢に軽度の不随意運動が軽度な者で、走ることが不可能な者 片側障害で片上肢機能全廃 片側障害で片側上肢でストローク動作ができない者 その他の片側障害で片側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
ポッチャ	車いす	車いす使用 杖または松葉杖使用	上肢の協調運動障害が軽度な者で走ることが可能な者や、片側障害で走ることが可能な者等、上記区分に該当しない者
	ポッチャ	杖または松葉杖使用 上肢に不随意運動あり 上肢に不随意運動なし	杖や松葉杖などを使用して競技をする者 意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者 上肢に不随意運動なし
その他	車いす	片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者
	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢運動による車いす使用者
	ポッチャ	片上下肢で車いす使用 その他走不能	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者 日常動作において片側の上下肢と下肢で車いすを操作する者 杖や下肢器具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
	その他	電動車いす常用(陸上・ポッチャ) 浮具使用(水泳)	四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者 重度の四肢体幹障害のある者で、浮具を使用する者

【注4】ハンドリムを同時に把持したり、ハンドリムをブツジュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走不能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する

視覚障害	視力0から0.01まで その他の視覚障害	【注6】
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
知的障害	知的障害	区分しない
内臓障害	ぼうこう又は直腸機能障害 骨髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない	区分しない
精神障害	精神障害	区分しない